

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条の表県文書等管理規程の項中、「第二十六条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「別表第二に」を「総務課長が別に」に改める。

附 則

この人事委員会訓令は、公布の日から施行する。